

木曽森林保全基金の管理及び運用に関する規則

〔平成 16 年 1 月 7 日〕
規則第 1 号

（目的）

第 1 条 この規則は、木曽森林保全基金条例（平成 15 年条例第 10 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、木曽森林保全基金（以下「基金」という。）の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

（原資等）

第 2 条 この基金に必要な原資（以下「原資」という。）のうち、条例第 2 条第 2 項に定める組織町村の拠出金の額は、前年度の水道事業に関する地方公営企業決算状況調査の年間総有収水量に 1 円を乗じた額とする。

（委任）

第 3 条 この規則に定めるものを除くほか、基金の運用に関し必要な事項は、木曽広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。